



2026 年 9 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社ANAPホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 川合 林太郎
(コード：3189・東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役経営管理本部長 根岸 良直
電 話 番 号 03-5772-2717

(開示事項の経過) 第三者割当による新株式、第 11 回新株予約権及び第 12 回新株予約権並びにA種種類株式の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 21 日付の取締役会において決議し、2026 年 9 月 29 日開催の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）で承認されました、ネットプライス事業再生合同会社（以下「ネットプライス」といいます。）及び合同会社四谷デジタルイノベーターズ（以下「四谷デジタルイノベーターズ」といい、ネットプライスと併せて、個別に又は総称して「株式割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行、GAD 有限責任事業組合（東京都千代田区麹町一丁目 8 番地 JFN センター 5 階、代表組合員 立川光昭。以下「GAD」といいます。）を割当先とする第三者割当による第 11 回新株予約権（以下「第 11 回新株予約権」といいます。）の発行、EVO FUND (Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)（以下「EVO FUND」といい、GAD と併せて、個別に又は総称して「新株予約権割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当による第 12 回新株予約権（以下「第 12 回新株予約権」といい、第 11 回新株予約権と併せて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行、ネットプライス（以下、A 種種類株式の割当先としてのネットプライスを「A 種種類株式割当先」といいます。）を割当先とする第三者割当による A 種種類株式（以下「本種類株式」といいます。）の発行に関して、この度、2026 年 9 月 30 日に払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします（以下、本新株式、本新株予約権及び本種類株式の発行を総称して「本第三者割当」といいます。）。

なお、本第三者割当に関する詳細につきましては、2026 年 8 月 24 日公表の「第 9 回新株予約権の取得及び消却、第三者割当による新株式、第 11 回新株予約権、第 12 回新株予約権及び A 種種類株式の発行並びに定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 本新株式発行の概要

(1) 払 込 期 日	2026 年 9 月 30 日
(2) 発 行 新 株 式 数	72,000,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき、金 50 円
(4) 資 金 調 達 の 額 (発 行 価 額 の 総 額)	3,563,450,000 円 (注) 株式割当先が当社に対して有する以下の金銭債権のうち、合計 3,600,000,000 円に相当する債権（ネットプライス：1,850,000,000 円、四谷デジタルイノベーターズ：1,750,000,000 円）であります。 ※現物出資の目的となる債権について

	金銭以外の財産の現物出資による方法（デット・エクイティ・スワップ）により割り当てました。 現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が必要とされますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合において、当該債権の弁済期が到来しており、かつ、会社の会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内であるときは、検査役又は専門家による調査を要しないこととされています（会社法第 207 条第 9 項第 5 号）。当社は、現物出資の対象となる金銭債権（以下個別に又は総称して「本貸付債権」といいます。）のうち、現物出資の目的となる金額分について、その弁済期を払込期日である 2026 年 9 月 30 日において本新株式発行（DES）を実施する時点とすることを、2026 年 8 月 24 日付で各株式割当先との間で合意しております。このため、本新株式発行における金銭債権の現物出資について、検査役又は専門家による調査は行いません。なお、金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産である各本貸付債権の詳細については以下のとおりです。 （ネットプライスが有する債権について） 当該財産の価額：金 6,915,786,852 円 （2026 年 7 月 31 日時点） 債権の表示：2025 年 12 月 22 日付極度貸付契約書（2026 年 6 月 18 日付で変更合意済み）に基づく貸付金債権 元本：総額 6,915,786,852 円（2026 年 7 月 31 日時点） 貸付実行日：2025 年 12 月 23 日（金 1,500,000,000 円） 2026 年 1 月 20 日（金 1,000,000,000 円） 2026 年 2 月 18 日（金 5,665,306,852 円） 2026 年 2 月 20 日（金△178,520,000 円、一部期限前返済） 2026 年 4 月 15 日（金 179,000,000 円） 2026 年 5 月 14 日（金 300,000,000 円） 2026 年 7 月 8 日（金 200,000,000 円） 2026 年 7 月 17 日（金△1,750,000,000 円、債権譲渡） 返済期日：2027 年 8 月 31 日 利息：年利 2 % 弁済方法：期日一括弁済 （四谷デジタルイノベーターズが有する債権について） 当該財産の価額：金 1,750,000,000 円 （2026 年 7 月 31 日時点） 債権の表示：2026 年 7 月 17 日付債権譲渡契約書に基づき四谷デジタルイノベーターズが取得した貸付金債権 元本：総額 1,750,000,000 円（2026 年 7 月 31 日時点） 貸付実行日：2026 年 7 月 17 日（金 1,750,000,000 円、債権譲受け） 返済期日：2027 年 8 月 31 日 利息：年利 2 % 弁済方法：期日一括弁済
(5) 増加する資本金の額	1,800,000,000 円
(6) 増加する資本準備金の額	1,800,000,000 円

(7) 割 当 方 法	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てました。 ネットプライス：37,000,000 株 四谷デジタルイノベーターズ：35,000,000 株
(8) 割 当 先	ネットプライス及び四谷デジタルイノベーターズ
(9) そ の 他	本臨時株主総会において、本新株式の発行による大規模な希薄化を伴う第三者割当及び有利発行並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認され、かつ、金融商品取引法による届出の効力が発生した後に、当社は、各株式割当先との間で本新株式に係る総数引受契約を締結しました。

2. 本新株予約権発行の概要

<第 11 回新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	2026 年 9 月 30 日
(2) 新株予約権の総数	190,000 個（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株）
(3) 発 行 価 額	総額 1,900 円（新株予約権 1 個あたり 0.01 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式 19,000,000 株
(5) 資金調達額	931,726,900 円（注）
(6) 行 使 価 額	1 株あたり 50 円
(7) 割 当 方 法	第三者割当の方法により、全ての新株予約権を GAD に割り当てました。
(8) 割 当 先	GAD
(9) 権 利 行 使 期 間	2026 年 10 月 1 日から 2028 年 10 月 2 日まで。
(10) そ の 他	当社は、新株予約権割当先との間で、新株予約権割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する割当契約を締結しました。また、本臨時株主総会において、本新株予約権の発行による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認され、かつ、金融商品取引法による届出の効力が発生した後に、当社は、新株予約権割当先との間で、総数引受契約を締結しました。

<第 12 回新株予約権発行の概要>

(1) 割 当 日	2026 年 9 月 30 日
(2) 新株予約権総数	355,000 個（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株）
(3) 発 行 価 額	総額 3,550 円（新株予約権 1 個あたり 0.01 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式 35,500,000 株
(5) 資金調達額	1,756,728,550 円（注）
(6) 行 使 価 額	1 株あたり 50 円
(7) 割 当 方 法	第三者割当の方法により、全ての新株予約権を EVO FUND に割り当てました。
(8) 割 当 先	EVO FUND
(9) 権 利 行 使 期 間	2026 年 10 月 1 日から 2028 年 10 月 2 日まで。
(10) そ の 他	当社は、新株予約権割当先との間で、新株予約権割当先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること、当社とその子会社の財務状況、売上状況、業務の状況、経営状況につき、重大な悪化と見做されうる変化がなく、また、かかる変化が生じるおそれもないことを払込みの条件とすること等を規定する割当契約を締結しました。また、本臨時株主総会において、本新株予約権の発行による大規模

	な希薄化及び有利発行並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認され、かつ、金融商品取引法による届出の効力が発生した後に、当社は、新株予約権割当先との間で、総数引受契約を締結しました。
--	--

3. 本種類株式発行の概要

< A種種類株式発行の概要 >

(1) 払込期日	2026年9月30日
(2) 発行新株式数	A種種類株式 10,000,000 株
(3) 発行価額	1株につき 400 円
(4) 発行価額の総額	4,000,000,000 円
(5) 出資の目的とする財産の内容及び価額	出資の目的とする財産は、A種種類株式割当先が当社に対して有する以下の金銭債権のうち 4,000,000,000 円に相当する債権。 当該財産の価額金 4,000,000,000 円 債権の表示：2025 年 12 月 22 日付極度貸付契約書（2026 年 6 月 18 日付で変更合意済み）に基づく貸付金債権（※） 元本：総額 6,915,786,852 円（2026 年 7 月 31 日時点） 貸付実行日：2025 年 12 月 23 日（金 1,500,000,000 円） 2026 年 1 月 20 日（金 1,000,000,000 円） 2026 年 2 月 18 日（金 5,665,306,852 円） 2026 年 2 月 20 日（金△178,520,000 円、一部期限前返済） 2026 年 4 月 15 日（金 179,000,000 円） 2026 年 5 月 14 日（金 300,000,000 円） 2026 年 7 月 8 日（金 200,000,000 円） 2026 年 7 月 17 日（金△1,750,000,000 円、債権譲渡） 返済期日：2027 年 8 月 31 日 利息：年利 2 % 弁済方法：期日一括弁済 返済期日：2027 年 8 月 31 日 利息：年利 2 % 弁済方法：期日一括弁済 出資される債権の価額は、債権の額面金額と同額となります。 ※ 弁済期の到来について 現物出資の目的となる金額分について、その弁済期を払込期日である 2026 年 9 月 30 日において本種類株式発行を実施する時点とすることを、2026 年 8 月 24 日付で A 種種類株式割当先との間で合意しております。このため、本種類株式の発行における金銭債権の現物出資について、検査役又は専門家による調査は行いません。
(6) 増加する資本金の額	2,000,000,000 円
(7) 増加する資本準備金の額	2,000,000,000 円
(8) 割当方法	第三者割当の方法により、全ての A 種種類株式をネットプライスに割り当てました。
(9) 割当先	ネットプライス
(10) その他	本種類株式の内容は次のとおりであり、特に定めがない点については普通株式と同一の内容です。 (1) 剰余金の配当 当社は、本種類株式を有する株主（以下「本種類株主」と

	いう。)及び本種類株式の登録株式質権者(以下「本種類登録株式質権者」という。)に対しては、配当可能利益が留保された場合には、普通株式に優先して年率 2.0%相当額を上限として配当する。 (2) 議決権 本種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の株主総会において議決権を有しない。 (3) 種類株主総会 当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、本種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。 (4) 株式の併合、分割及び募集株式の割当を受ける権利 ① 株式の併合 当社は、株式の併合をするときは、普通株式及び本種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。 ② 株式の分割 当社は、株式の分割をするときは、普通株式及び本種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。 ③ 株式無償割当て 当社は、当社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)には普通株式を、本種類株主には本種類株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。 ④ 募集株式の割当て 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、本種類株主には本種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。 ⑤ 新株予約権無償割当て 当社は、当社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、本種類株主には本種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。 ⑥ 募集新株予約権の割当て 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、本種類株主には本種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。 (5) 金銭を対価とする取得請求権及び普通株式への転換請求権 本種類株主は、金銭及び普通株式のいずれを対価としても、当社に対して、その有する本種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができないものとする。 (6) 金銭を対価とする取得条項 当社は、本種類株式発行後、いつでも、本種類株主に対して、当社の取締役会が別途定める日(以下「強制償還日」という。)が到来することをもって、本種類株主又は本種類登録株式質権者の意思にかかわらず、強制償還日における会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額を限度として、金銭を対価として、本種類株式の全部又は一部を取得することができる。本種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、当該本種類株式の数に 400 円を乗じて得られた額とする。
--	--

	(7) 譲渡制限 譲渡による本種類株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。 (8) 単元株式数 本種類株式の単元株式数は1株とする。
--	--

(注) 資金調達の額は、本新株式については、本新株式の発行価額に本新株式の発行新株式数を乗じた金額から発行諸費用の概算額の2分の1の金額を差し引いた金額です。本新株予約権については、それぞれの本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、それぞれ発行諸費用の概算額の4分の1の金額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使価額が調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。

4. 本第三者割当による発行済株式総数及び資本金の額の推移

	発行済普通株式総数	発行済A種種類株式総数	資本金の額
発行前	46,004,300株	0株	10,508,884,000円
発行後	118,004,300株	10,000,000株	14,308,884,000円

5. 今後の見通しについて

今後につきましては、新株予約権の行使状況に従い、発行済株式総数及び資本金の額の推移につきましては適時開示いたします。

また、当社は本第三者割当の実施により財務体質の健全化、事業資金の確保による既存事業の収益性の改善等の改革を進め、事業価値の向上に努めてまいります。

以 上